平成28年度

川崎町一般廃棄物処理

実 施 計 画

平 成 28 年 4 月

福岡県川崎町

1. 本計画の位置付け

本計画は川崎町一般廃棄物処理基本計画に基づき、本町の区域内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、合わせて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定めるものです。

2. 計画区域

川崎町全域

3. 計画期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

第1節 一般廃棄物の排出の状況

1 ごみの排出の状況

(1) 施設組合における処理処分実績

本町に係るごみの平成26年度施設組合受け入れ実績は、表1のとおり7,030 t であった。 内訳は可燃ごみ6,569 t、不燃ごみ126 t、資源(カン・ビン)ごみ200 t、粗大ごみ135 t である。資源選別により有価物として回収された量は343 t である。

表1 平成26年度ごみ受け入れ実績・施設組合

	直営	委託	直接搬入	計
可燃ごみ	160t	3,905t	2,504t	6,569t
不燃ごみ	Ot	84t	42t	126t
カン・ビン	1t	195t	4t	200t
粗大ごみ	23t	0t	112t	135t
合計	184t	4,184t	2,662t	7,030t

2 生活排水の排出の状況

平成26年度における生活排水の排出状況は、表2に示すとおり し尿10,654k1、浄化槽汚泥 8,280k1の合計18,934k1であった。

処理形態別内訳は表3のとおりで、水洗化率は38.9%、水洗化人口7,045人であり、平成26 年度中に設置された浄化槽は合併浄化槽27基となっている。なお単独浄化槽基数は515基と なっている。

(単位・k1)

表 2 生活排水の排出状況

		(十四・111)	
	し、尿	浄化槽汚泥	合 計
平成26年度	10, 654	8, 280	18, 934

ā	表 3 生活排水の処理形態別内訳		(単位:人)
	1	計画処理区域内人口 (平成27年3月末人口)	18, 102
	2	水洗化・生活雑排水処理人口	5, 121
		(1) コミュニティ・プラント	0
		(2) 合併処理浄化槽	5, 121
		(3)下水道	0
		(4) 農業集落排水施設	0
	3	水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	1, 924
	4	非水洗化人口	11, 057
	5	計画処理区域外人口	

第2節 一般廃棄物の処理主体

1 平成28年度におけるごみの処理主体

(1) 収集·運搬

① 可燃ごみ :委託業者 1) 棚殻 蓮華

2) 郁桧社 征建

② 不燃ごみ : 委託業者 1) 観辯 蓮華

2) 郁 征建

③ 資源(カン・ヒン)ごみ :委託業者 1) 棚舎 蓮華

2) 郁桧社 征建

④ プラスチック容器 :川崎町直営

⑤ ペットボトル :川崎町直営

⑥ 粗大ごみ :川崎町直営

⑦ 使用済小型家電 :川崎町直営

⑧ 特別管理一般廃棄物 : 排出者

(2) 中間処理 : 田川地区清掃施設組合 (田川市川崎町清掃センター)(3) 最終処分 : 田川地区清掃施設組合 (田川市川崎町清掃センター)

2 平成28年度における生活排水の処理主体

(1) し 尿

① し尿収集運搬 : 許可業者 1) 棚殻 川崎衛生工業

2) 郁 竹下衛生舎

(2) 浄化槽

① 浄化槽清掃業 : 許可業者 1) 棚锉 川崎衛生工業

② 浄化槽汚泥収集·運搬 : 許可業者 1) 輾紐 川崎衛生工業

2) 棚紐 竹下衛生舎

(2) 中間処理 : 田川地区清掃施設組合 (乙女環境センター)

(3) 最終処分 : 田川地区清掃施設組合 (田川市川崎町清掃センター)

第3節 処理計画

1 ごみ処理実施計画

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

1) 排出抑制の方法

ア) ごみ減量の普及・啓発

4 R推進月間である10月にイベント等を開催することで、町民が4 Rについて理解する機会を提供し、4 Rの認知度を高める

イ) ごみ減量化・資源化協力店制度の活用

ごみ減量化・資源化協力店制度を策定し、マイバッグ運動の啓発などのPRを行い、商品の簡易包装の促進、使い捨て製品の取扱い自粛、カン・ビン・紙パック等の資源物の店頭回収等により、家庭から排出されるごみの減量に取り組む販売店を支援し、町民に対しても、ごみ減量化・資源化協力店の取組みに積極的に協力するようPRを行う。

ウ) レジ袋の削減

ごみの発生抑制のきっかけとなるレジ袋削減の取組みについて、マイバックキャンペーン等のレジ袋削減に向けた具体的な取組みを展開する。

エ) 電動式生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器の普及と推進

家庭から出る生ごみの減量及び有効活用を促進するため、電動式生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器 (コンポスト容器) の購入世帯に対して、購入費用の一部を補助する。また、家庭で身近に出来る生ごみ堆肥化の取組みとして、段ボールコンポストの講演会を行う。

オ) 川崎町資源回収施設の増設

川崎町資源回収施設を増やすことにより、資源ごみ(新聞、ダンボール、雑誌)の回収を行う。

カ) 使用済小型家電の収集

希少な金属(レアメタル)が部品に使われている小型電子機器等を回収するため、町内6ヵ所に回収ボッスを設置し資源物の回収に取り組みます。

キ) リサイクル活動団体奨励金の推進

集団回収によるリサイクルを推進するため、「リサイクル活動団体奨励金」制度を継続する。対象品目は新聞、ダンボール、雑誌の三種類である。

平成28年度の回収目標量は、新聞紙39 t、雑誌22 t、ダンボール17 t の合計78 t とする。 又、アルミ缶等の対象品目以外の回収増加が見込まれるため、再資源化量は全体で80 t 程度 と予測する。

表 4 平成26年度回収実績

(単位:Kg)

	集団回収	川崎町資源回収施設	合計
新 聞 紙	23, 850	12, 500	36, 350
雑 誌	8, 310	12, 220	20, 530
段ボール	3, 908	12, 890	16, 798
合 計	36, 068	37, 610	73, 678

2) 施設組合での資源回収

資源(カン・ヒン) ごみ等の不燃性ごみからの資源回収は、平成26年度330 t であった。 本年度の資源回収量は、360 t と予測する。

3) 関連施設の概要

施設の名称:田川地区清掃施設組合資源回収施設

所 在 地:川崎町大字川崎 (田川地区清掃センター所在地内)

種 別:資源ごみ選別施設

処 理 量:田川市及び川崎町より搬入される不燃性ごみの全量

施設の名称:川崎町資源回収施設

所 在 地:川崎町大字田原789-2 (川崎町庁舎所在地内)

種 別:資源ごみ回収施設

回 収 量:表4を参照

(2) 収集・運搬計画

本年度におけるごみの発生量は、7,619 t と予測される。 このうち収集・運搬すべき量は5,940 t である。

表 5 平成 28 年度 ごみ発生量予測

	26 年度(実績)	28 年度(予測)
可燃ごみ	6,569t	6,897t
不燃ごみ	126t	101t
カン・ビン	200t	192t
粗大ごみ	135t	429t
合 計	7,030t	7,619t

① 収集・運搬する量

可燃ごみ : 5,334 t
不燃ごみ : 153 t
資源(カン・ヒン)ごみ : 194 t
プラスチック容器 : 27 t
ペットボトル : 19 t
粗大ごみ : 212 t
使用済小型家電 : 0.2 t
合 計 : 5,939.2 t

② 収集区域の範囲

町内全域

③ 収集回数

可 燃 ご み : 週2回 不 燃 ご み : 月1回 資源(カン・ヒン)ごみ : 月3回 プラスチック容器 : 月3回 ペットボトル : 月1回 粗 大 ご み : 毎週水曜日 使用済小型家電 : 月1回

④ 収集の方法

可 燃 ご み : 指定袋又は証紙によるステーション収集 不 燃 ご み : 指定袋又は証紙によるステーション収集

資源 $(\hbar \nu \cdot \ell \nu)$ ごみ : 指定袋によるステーション収集 プラスチック容器 : 指定袋によるステーション収集 ペットボトル : 指定袋によるステーション収集

粗 大 ご み : 大型ごみ専用証紙による戸別予約収集

使用済小型家電 : ボックス回収

(3) 中間処理計画

田川地区清掃施設組合が行う。※プラスチック容器・ペットボトルは民間の資源化施設へ搬入後、選別処理を行い、容器包装リサイクル協会の指定法人ルートで資源化処理を行う。 又、使用済小型家電は認定事業者へ搬入後、選別処理を行い、資源化処理を行う。

(4) 最終処分計画

田川地区清掃施設組合が行う。

- (5) 住民に対する広報・啓発活動
 - ① 広報誌等

町の広報誌に啓発記事の掲載を行う。又、必要に応じて全戸配布チラシ等の発行をする。

② 地域講習会

生ごみの有効利用や集団回収の推進等について、各地域において講習会、説明会を行う。

2 生活排水処理実施計画

- (1) 生活排水処理計画
 - ① 合併処理浄化槽で処理を推進する区域及び人口等 小型合併処理浄化槽設置整備事業を平成11年度から実施、推進地区は町内全域とする。 平成28年度は合併処理浄化槽設置基数(34基)とし、合併処理浄化槽人口は5,286人と予測 する。
 - ② 単独処理浄化槽で処理する区域及び人口 単独処理浄化槽の新規設置はできないが、処理する区域は町内全域とする。処理人口は表3 のとおり1,924人とする。
- (2) し尿・汚泥(汲み取るべきし尿、浄化槽から発生する汚泥及び生活雑排水のみを 処理する施設から発生する汚泥をいう。)の処理計画
 - ① 再資源化計画
 - 1) 再資源化計画は、汚泥の再資源化が主体となるため、田川地区清掃施設組合での再資源化推進を協議する。
 - ② 収集・運搬計画
 - 1) 収集・運搬する量 収集運搬量はし尿10,505k1、汚泥8,346k1と計画する。
 - 収集区域の範囲 町内全域とする。
 - 3) 収集運搬方法
 - ア) 一般家庭、店舗及び事業所等の汲み取り便所から排出されるし尿は、町長が 許可した業者のバキューム車により定期的(月1回又は2回)に収集し、乙 女環境センターへ搬入する。
 - イ) 浄化槽を設置している者(浄化槽管理者)は、定期的に浄化槽の保守点検及 び清掃を実施しなければならない。保守点検については福岡県知事の登録を 受けた浄化槽保守点検業者にて実施し、清掃については町長が許可した浄化 槽清掃業者に年1回以上(全ばっ気方式の浄化槽については6ヶ月に1回以 上)実施するものとする。
 - ウ) 浄化槽管理者は、浄化槽汚泥を町長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集 を依頼し、乙女環境センターへ搬入する。

エ) 緊急を要する場合(収集量の急激な増加等)を除き、基本的に本計画に沿って収集・ 運搬を行うこととする。

(3) 中間処理計画

田川地区清掃施設組合が計画する。

(4) 最終処分計画

田川地区清掃施設組合が計画する。

(5) 住民に対する広報・啓発活動

ア) 合併処理浄化槽の設置費補助

合併処理浄化槽を普及するため、設置費の一部の補助を行う。また単独処理浄化槽からの入替で建築確認が伴わない転換設置についても補助を行う。

イ) 普及啓発等

浄化槽の維持管理(保守点検・清掃・法定検査)及び合併処理浄化槽の設置費補助事業等について、広報やパンフレット等による啓発を行います。

川崎町一般廃棄物処理実施計画

施行 : 平成28年4月

作製 : 川崎町役場環境保全課

〒827-8501

福岡県田川郡川崎町大字田原897番地の2

TEL 0947-72-3000 FAX 0947-72-6453